

(提出予定議案等：全8件)

清川村選挙管理委員会 議事日程

令和4年12月19日

清川村役場 第2・3会議室

- |      |        |                                  |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 |        | 委員長選挙                            |
| 日程第2 |        | 委員長職務代理者の指定                      |
| 日程第3 | 議案第67号 | 選挙長及び同職務代理者を選任すること               |
| 日程第4 | 議案第68号 | 選挙公報の掲載申請日を定めること                 |
| 日程第5 | 議案第69号 | 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めること   |
| 日程第6 | 議案第70号 | 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること |
| 日程第7 | 議案第71号 | 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること         |
| 日程第8 | 議案第72号 | 登録の移替えの延期を定めること                  |

(提出予定議案等：全8件)

清川村選挙管理委員会 委員名簿

職 名	氏 名
委 員	おお くら ふみ つぐ 大 浦 文 次
委 員	やま ぐち さかえ 山 口 栄
委 員	か どう ひろし 加 藤 浩
委 員	いわ さわ たかし 岩 澤 孝

## 日程第1 委員長選挙

- ① 選挙の方法  選挙 (地方自治法第118条第1項)  
 指名推薦 (地方自治法第118条第2項)

② 結果 \_\_\_\_\_ 委員

## 日程第2 委員長職務代理者の指定

- ① 指定の方法 委員長が指定 (地方自治法第187条第3項)

② 結果 \_\_\_\_\_ 委員

議案第67号

選挙長及び同職務代理者を選任すること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者は、次のとおりとする。

選挙長		選挙長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
	大浦文次		山口 栄

令和4年12月19日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙公報の掲載申請日を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における選挙公報掲載申請の日は、令和5年1月31日とする。

令和4年12月19日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めること

令和 5 年 2 月 5 日執行の清川村長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

- 1 日 時 令和 5 年 1 月 31 日 午後 5 時 15 分
- 2 場 所 清川村煤ヶ谷 2216 番地  
清川村役場 2 階 政策審議室

令和 4 年 12 月 19 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び  
場所を定めること

令和5年2月5日執行の清川村長選挙における公職選挙法（昭和  
25年法律第100号）第175条第1項及び第2項の規定による  
候補者の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次  
のとおりとする。

- 1 日 時 令和5年1月31日 午後5時15分
- 2 場 所 清川村煤ヶ谷2216番地  
清川村役場2階 政策審議室

令和4年12月19日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること

令和 5 年 2 月 5 日執行の清川村長選挙において、告示日前に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を郵便等をもって発送する場合、その発送を開始する日は、令和 5 年 1 月 2 9 日とする。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

登録の移替えの延期を定めること

清川村長の選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 7 条本文ただし書の規定により本村の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することを定める。

登録の移替えを延期する期間

令和 5 年 1 月 2 6 日から清川村長選挙の期日まで

令和 4 年 1 2 月 1 9 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次